

社会保障のこぼれ話

雇用災害補償の改正

(ベルギー)

1971年4月に、ベルギーは新らしい雇用災害補償の法律を採用し、1972年1月より、その法律が施行された。最も大きな修正は、従来任意方式で実施されていた雇用災害補償の制度が、強制的な制度に変えられたことである。この改正により、この制度ECは諸国の制度と比肩できることになった。

新らしい法律による制度は、賃金労働者をカバーする社会保障制度を適用されているすべての使用者と被用者を包摂することになっており、通勤途上を含む災害が補償の対象に含まれている。一時的な完全労働不能には、当人の平均賃金日額の90%に当る給付が、労働不能の発生した日から支給される。部分的な労働不能には、廃疾度に応じて減額された給付が支給されることになっている。死亡した場合には、当人の平均賃金日額の30倍に相当する葬儀給付が支給されるが、この支給額は疾病保険や廃疾保険の死亡時における葬儀給付を下まわらないことになっている。また、家族手当の受給資格に該当する子女や弟妹または孫

に、18歳まである一時的な遺族年金が支給される。また、災害を蒙った本人、その配偶者、および両親は年金の最高3分の1までを、一時金の形で受給することができる。この制度で給付を算出する場合には、収入上限が年額30万フランに制限されており、下限は見習期間中の者や若年者に対する年額6万フランとなっている。なおこれらの金額は、小売り物価指数の変化によって修正される。

ILO International Labour Review, Vol. 105, No.5, pp 480—1,

(平石長久 社会保障研究所)

編集後記

今年の7月には、各地に記録的な集中豪雨が襲いかかり、大きな被害を残した。無残に引きはがされた山は、途方もない水と泥や岩石を吹き出し、多くの人びとの家や田畠は流され、また土石の下に埋もれてしまい、多くの人命が奪われた。生き残った人びとは途方にくれ、茫然とたたずんでいた。ささやかながら、かれらに取あえず急場しひの衣食住を提供することはできる。しかし、流れされ、埋もれた田畠にまで、救済の手は届かないであろう。それにもまして、心にうけた傷は容易に癒えないであろう。災害はもう沢山である。

(平石)

海外社会保障情報 No. 19

昭和47年7月25日発行

編集兼発行所 社会保障研究所

東京都千代田区霞が関
3丁目3番4号
電話(580) 2511~3